

議案第30号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年3月31日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成7年あきる野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「265,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。